（改正法附則第七条第一項前段の規定による支払方法の細目）

第三条　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百十九号。以下「整備政令」という。）第十二条第三項に規定する経済産業省令で定める事項については、この条に定めるところによる。

2　経済産業大臣は、改正法附則第七条第一項前段に規定する経済産業大臣が定める日（以下この条において「指定期日」という。）及び額を定めたときは、速やかに、その旨を同項に規定する特定実用発電用原子炉設置者（以下この条において「特定実用発電用原子炉設置者」という。）に通知するものとする。

3　特定実用発電用原子炉設置者は、整備政令第十二条第一項の規定により改正法附則第七条第一項前段の規定により支払うべき金銭を分割して支払いたい場合は、前項の規定による通知を受けた後、速やかに、様式第七による支払計画表を、経済産業大臣に提出しなければならない。

4　経済産業大臣は、前項の支払計画表を受理した場合において、再処理等（法第二条第四項に規定する再処理等をいう。以下同じ。）の着実な実施に支障が生ずるおそれがないと認めるときは、これを承認するものとする。

5　前項の承認を受けた特定実用発電用原子炉設置者は、第三項の支払計画表に記載したところにより、各回ごとの支払うべき金銭を、その回ごとの支払期限までに支払わなければならない。

6　特定実用発電用原子炉設置者が整備政令第十二条第一項の規定により改正法附則第七条第一項前段の規定により支払うべき金銭を分割して支払う場合において当該金銭に付すべき利子は、その利率を年六パーセント以内で経済産業大臣が定める率とし、指定期日の翌日から付するものとする。

（改正法附則第九条第一項前段の規定による支払方法の細目）

第四条　整備政令第十三条第一項において準用する整備政令第十二条第三項に規定する経済産業省令で定める事項については、この条に定めるところによる。

2　経済産業大臣は、改正法附則第九条第一項前段に規定する経済産業大臣が定める日及び額を定めたときは、速やかに、その旨を同項に規定する特定実用発電用原子炉設置者（以下この条において「特定実用発電用原子炉設置者」という。）に通知するものとする。

3　特定実用発電用原子炉設置者は、整備政令第十三条第一項において準用する整備政令第十二条第一項の規定により改正法附則第九条第一項前段の規定により支払うべき金銭を分割して支払いたい場合は、前項の規定による通知を受けた後、速やかに、様式第八による支払計画表を経済産業大臣に提出しなければならない。

4　経済産業大臣は、前項の支払計画表を受理した場合において、再処理等の着実な実施に支障が生ずるおそれがないと認めるときは、これを承認するものとする。

5　前項の承認を受けた特定実用発電用原子炉設置者は、第三項の支払計画表に記載したところにより、各回ごとの支払うべき金銭を、その回ごとの支払期限までに支払わなければならない。

6　特定実用発電用原子炉設置者は、やむを得ない事情が生じたときは、経済産業大臣に対し、第三項の支払計画表の変更を申請することができる。

7　前項の申請があったときは、経済産業大臣は、再処理等の着実な実施に支障が生ずるおそれがなく、かつ、やむを得ないと認めるときに限り、その承認をするものとする。

（機構への通知）

第五条　経済産業大臣は、附則第三条第四項、前条第四項及び同条第七項の承認をしたときは、速やかに、機構に対しその旨を通知しなければならない。

（経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）の項及び別表第三原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の項を削る。

様式第1（第3条関係）

拠出金単価（変更）認可申請書

年　月　日

経済産業大臣殿

法人の名称
理事長　印
住　所

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下本様式において「法」という。）第4条第4項の規定に基づき、拠出金単価（拠出金単価の変更）の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

拠出金単価	（円／g） （うち消費税相当分 　　）
内訳 法第2条第4項に規定する再処理等（同項第1号に規定する再処理関連加工を除く。）の業務に係る拠出金単価	（円／g） （うち消費税相当分 　　）
内訳 法第2条第4項第1号に規定する再処理関連加工の業務に係る拠出金単価	（円／g） （うち消費税相当分 　　）

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第2（第4条関係）

拠出金単価通知書

年　月　日

殿

法人の名称
理事長　印
住　所

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下本様式において「法」という。）第4条第5項の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受けた拠出金単価を通知します。

記

拠出金単価	（円／g） （うち消費税相当分 　　）
内訳 法第2条第4項に規定する再処理等（同項第1号に規定する再処理関連加工を除く。）の業務に係る拠出金単価	（円／g） （うち消費税相当分 　　）
内訳 法第2条第4項第1号に規定する再処理関連加工の業務に係る拠出金単価	（円／g） （うち消費税相当分 　　）

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。